

【資料 1 0】

再配置による統合小学校の候補地について

令和7年5月

候補地の条件

■「小学校設置基準」「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令」に基づく面積条件

再配置により設置する町立小学校の候補地は、その敷地面積について「小学校設置基準」「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令」が定める面積基準を満たすことを条件と設定しました。

別紙「町立小学校全体の児童数の将来推計結果（全体）」の推計結果をもとに、仮に令和13年度（児童数617人）で統合を行うことを想定し、小学校設置基準に基づき必要な敷地面積を算出すると、**校舎及び運動場、屋内運動場（体育館）を合計した敷地面積は、最低でも10,496㎡以上確保する必要があります**。ただし、この面積は駐車場等の面積を含まないことから、実際にはより多くの敷地面積を確保する必要があります。

▼校舎の面積

児童数	面積基準（平方メートル）
41人以上480人以下	$500 + 5 \times (\text{児童数} - 40)$
481人以上	$2,700 + 3 \times (\text{児童数} - 480)$

▼運動場の面積

児童数	面積基準（平方メートル）
241以上720人以下	$2,400 + 10 \times (\text{児童数} - 240)$
721人以上	7,200

▲出典：小学校設置基準（平成十四年三月二十九日文部科学省令第十四号）

▼屋内運動場の面積

学級数	面積基準
十一学級から十五学級まで	919㎡
十六学級以上	1,215㎡

▲出典：義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（第七条-3）



◀【教室イメージ】
面積：66㎡
人数：31名

候補地の条件

■令和13年度の再配置を想定した場合の町立小学校の必要面積

- 令和13年度に想定される町全体の児童数は、1年生79人、2年生86人、3年生97人、4年生109人、5年生118人、6年生128人の計617人と推計されます。
- 児童数617人の場合の学級数は、1クラスあたり35名程度を目安として考えたときに、1年生～3年生は3クラス、4～6年生は4クラスの計21クラスとなります。
- したがって、前頁の「小学校設置基準」「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令」に基づき、再配置により設置する町立小学校の必要面積を算出すると、10,496㎡となります。
(校舎の必要面積/3,111㎡ + 運動場の必要面積/6,170㎡ + 屋内運動場（体育館）/1,215㎡ = 10,496㎡)

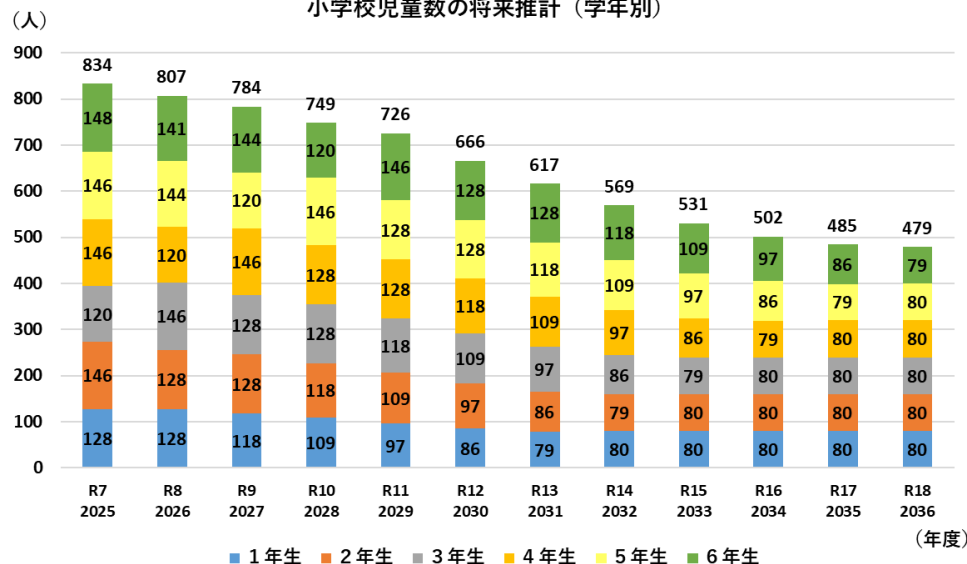
※令和13年度：令和7年4月時点までに出生の実数が反映された年度。

■令和18年度の再配置を想定した場合の町立小学校の必要面積

- 令和18年度における町全体の児童数は、各学年80人程度と想定されるため、計479人と推計される
- 児童数479人の場合の学級数は、1クラスあたり35名程度を目安として考えたときに、各学年3クラスの計18クラスとなる
- したがって、前頁の「小学校設置基準」「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令」に基づき、再配置により設置する町立小学校の必要面積を算出すると、8,700㎡となる
(校舎の必要面積/2,695㎡ + 運動場の必要面積/4,790㎡ + 屋内運動場（体育館）/1,215㎡ = 8,700㎡)

▼令和7年度以降80人出生した場合で推計

小学校児童数の将来推計（学年別）



検討した候補地について

※表の「敷地面積」には駐車場等の面積を含まない

項目		矢吹小学校	善郷小学校	中畑小学校	三神小学校	旧総合運動公園用地
敷地条件	敷地面積	17,853㎡	20,128㎡	15,901㎡	15,964㎡	63,000㎡
関連施設の距離	矢吹中学校	2.1km	2km	3.3km	4.7km	0.7km
	光南高校	2.2km	2.8km	4.1km	7.1km	2.7km
	農短大学	1.8km	1.7km	4.2km	4.8km	1.4km



検討した候補地について

小学校設置基準に基づく面積基準を満たすことと、公共用地であること及び令和18年度（10年後）の再配置を条件とし、町の中心部であり、駐車場等の確保の観点から優位性が高く、令和6年7月に策定した「矢吹町立幼稚園の適正規模・適正配置基本計画」において町立幼稚園の候補地が「旧総合運動公園用地B案」に決定していることを踏まえ、小学校についても十分に面積が確保できる旧総合運動公園用地を候補地として検討したい。

町立幼稚園の再配置は令和8年度以降に4園を1園に統合する方向性で進めており、幼稚園設置基準に基づき「矢吹町立幼稚園の適正規模・適正配置基本計画」で示されている園舎及び園庭を合計した敷地面積は、最低でも**1,900㎡以上**確保する必要があります。

ただし、この面積は駐車場等の面積を含まないことから、実際にはより多くの敷地面積を確保する必要があります。

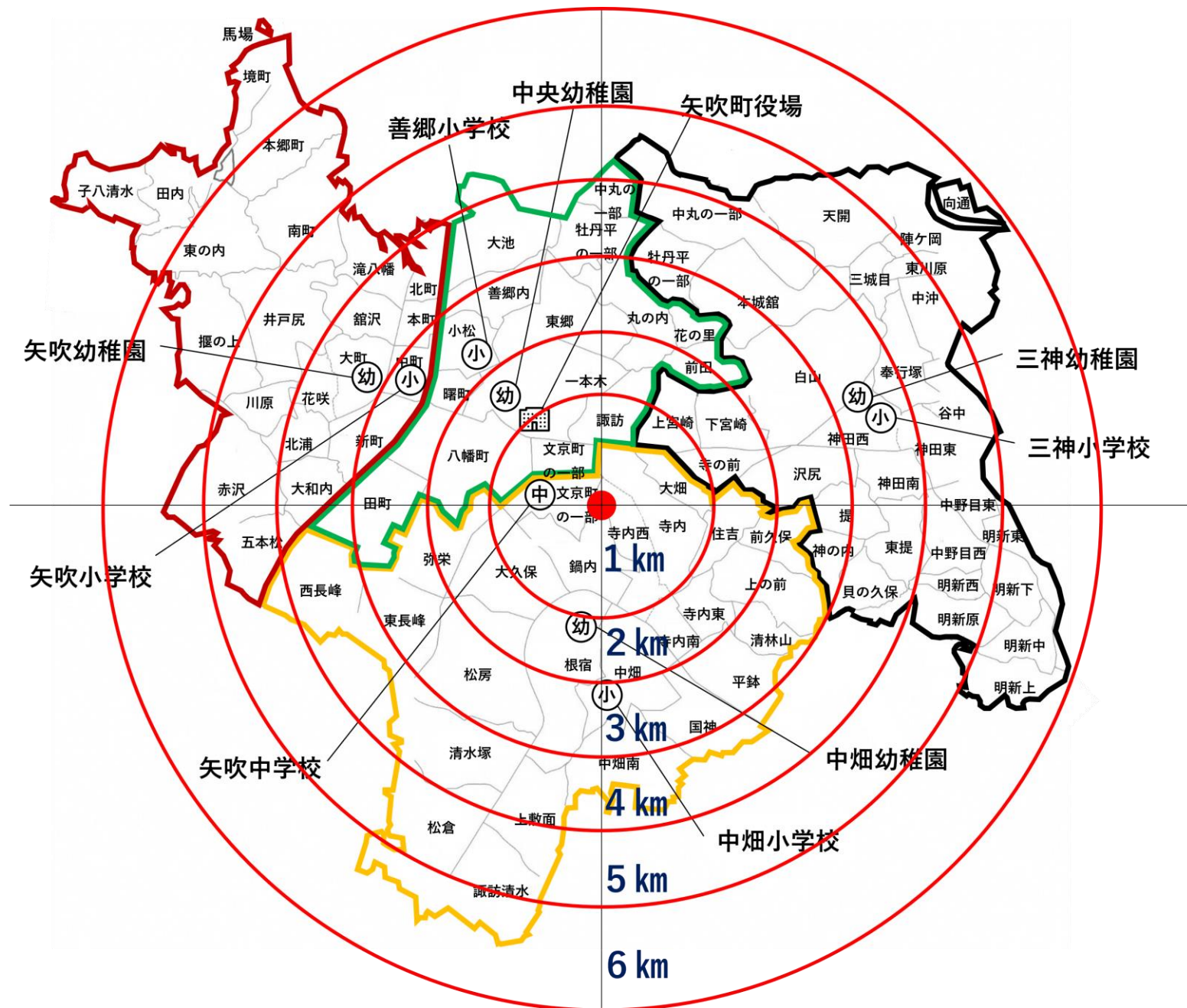
▼幼稚園設置基準が定める面積基準

分類	面積基準（平方メートル）
園舎の面積	1学級：180㎡ 2学級以上：320 + 100（学級数-2）㎡
運動場の面積	2学級以下：330 + 30（学級数-1）㎡ 3学級以上：400 + 80（学級数-3）㎡



出典：矢吹町立幼稚園の適正規模・適正配置基本計画「旧総合運動公園用地B案」

$$\begin{array}{l} \text{幼稚園敷地面積} \\ \text{(園舎・園庭)} \end{array} \quad 1,900\text{㎡} \quad + \quad \begin{array}{l} \text{小学校敷地面積} \\ \text{(校舎・運動場・屋内運動場)} \end{array} \quad 8,700\text{㎡} \quad = \quad \underline{10,600\text{㎡}}$$



旧総合運動公園と各地区との直線距離



義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（一部抜粋）

第4条 法第三条第一項第四号の適正な規模の条件は、次の各号に掲げるのものとする。

二 **通学距離が、小学校にあってはおおむね四キロメートル以内、中学校にあってはおおむね六キロメートル以内であること。**

3 統合後の学校の学級数又は通学距離が第一項第一号又は第二号に掲げる条件に適合しない場合においても、文部科学大臣が教育効果、交通の便その他の事情を考慮して適当と認めるときは、当該学級数又は通学距離は、同項第一号又は第二号に掲げる条件に適合するものとみなす。